

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、理事及び監事（以下「役員」という。）の役員報酬支給に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で、役員報酬を支給する役員とは、定款第28条に規定された役員をいう。

(報酬額など)

第3条 定款第33条の「役員の地位にあることのみによっては支給しない。」の原則により、理事長、常務理事および常勤の理事に対して支給する。

2 役員報酬は次の額を限度とし、その限度額内で理事長が金額を決定するものとする。

- | | | |
|-----------|----|---------|
| (1) 理事長 | 年間 | 1,200万円 |
| (2) 常務理事 | 年間 | 960万円 |
| (3) 常勤の理事 | 年間 | 300万円 |

3 役員報酬と給与の合計の最高支給限度額については、社員総会の承認を得るものとする。

(支給方法)

第4条 役員報酬については、前条第2項に基づき決定された年間報酬額を12分割して給与と合算して支給するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めのないものは、理事長が決定し、直近に開催される社員総会において承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

平成22年5月1日改定（第3条第1項および同条第2項変更）

令和5年5月27日改定（第2条および第3条第1項変更）

社員、理事及び監事の費用弁償及び報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の出張及び会合等出席時（以下「出張等」という。）の費用弁償並びに報酬（以下合わせて「費用弁償」という。）に関する事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員等が、理事長の要請により会合等出席した場合の費用弁償の額は、次の通りとする。

(1) 日当 10,000円

(2) 交通費 鉄道、船舶、航空機又はそれらに準ずる公共交通機関を利用した車賃もしくは車賃の実費とする。

(自家用車を利用する場合)

10ガソリン小売単価×(行程距離÷10走行距離)×2(往復)

- ・ガソリン小売単価は、前年度の石油情報センター鹿児島県小売価格平均とする。運用期間を4月1日から3月31日までとする。
- ・10走行距離は10kmとする。
- ・行程距離は法人がグーグルマップで算定する。

但し、宿泊が必要な場合は交通費に宿泊費の実費を加えて支給する。

(支給方法)

第3条 前条に定める費用弁償の支給は、原則として出張等の都度、現金で支給する。

(その他の費用弁償)

第4条 役員等が、業務の為、出張するときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費規程に準じるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めのないものは、緊急性を要する場合は、理事長が決定し、直近に開催される社員総会において承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

平成22年5月1日改定(第2条 日当金額変更)

令和5年5月27日改定(第2条(2) 交通費変更)